

# 平成30年7月豪雨による被災生徒への 授業料軽減補助金の適用について

この度発生した平成30年7月豪雨により被災した生徒に対する緊急措置として、福岡県私立高等学校等授業料軽減補助金の支給対象を拡大します。

## 1 対象者

福岡県内の私立高等学校等に在籍し、平成30年7月豪雨により、次のいずれかに該当する世帯の生徒

- ① 自宅が全壊又は半壊した世帯の生徒
- ② 農地・店舗等の損壊、長期避難等により自営業の継続が困難になる等の理由で、世帯の収入額が一定の基準（※1）を下回ることとなる世帯の生徒

（※1）市町村発行の課税証明書記載の課税標準額から、被害額を差し引いた額が0円以下となる場合

## 2 補助金額 月額9,900円（上限）

（注）授業料等に充てられるため、生徒や保護者等に現金が支給されるものではありません。

## 3 提出書類（在学している学校を通じて申請を行います。）

対象者	提出書類
①自宅全壊・半壊	(1) 被害状況を記載した申立書（様式自由） (2) 市町村発行の罹災証明書又は被災証明書
②世帯収入額の減少	(1) 被害状況を記載した申立書（様式自由） (2) 市町村発行の罹災証明書又は被災証明書 (3) 収入に関する証明書（市町村発行の課税証明書など） (4) 被害額が分かるもの（見積書、被害状況等報告書など） (5) その他、当課が必要とする書類

※ただし、被災により市町村の課税証明書等が取得できない場合は、申立書のみを先に提出し、課税証明書等は後に御提出いただきます。

また、(2)～(4)については、写しの提出でかまいません。

## 4 適用期間 平成30年7月から平成31年3月までの9ヶ月分

- ## 5 問い合わせ先
- 在学する学校または  
福岡県私学振興課私学第三係  
TEL（直通）092-643-3139  
TEL（代表）092-651-1111（内線2896・2897）